

第 12 章 建設副産物 目次

第 12 章 建設副産物	2
12 - 1 適用	2
12 - 2 建設副産物（建設廃棄物・建設発生土等）	2
12 - 3 施工計画	4
12 - 4 建設廃棄物の処理・保管	5
12 - 5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	7
12 - 6 実務上の留意事項	9

第 12 章 建設副産物

12 - 1 適用

建設工事から発生する建設副産物すべてに適用する。但し、建設発生土については、「第 4 章 一般施工」による。

建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」に基づくこと。特に建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

12 - 2 建設副産物（建設廃棄物・建設発生土等）

1 定義

- ・ 建設廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は、液状のもの（放射性物質及びこれによって、汚染された物を除く）をいう。
- ・ 建設発生土とは、土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川 等のしゅんせつに伴って生ずる土砂、その他これに類するものをいう。

2 種類

建設廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられている。

1) 一般廃棄物

現場事務所のごみ及び燃え殻等で、産業廃棄物以外の廃棄物を言う。

2) 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、燃え殻、コンクリートの破片など、工作物の除去によって生じた不要物等で政令に定める廃棄物を言う。

3) 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定める廃棄物を言う。

表 - 1 建設副産物の具体例

建設発生土等	建設発生土	土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂、その他これに類するもの
	有価物	スクラップ等他人に有償で売却できるもの
建設副産物	一般廃棄物	事務所ごみ 現場事務所での作業、作業員の飲食等に伴う廃棄物（図面、雑誌、飲料空缶、弁当がら、生ごみ） 燃え殻 現場内焼却残渣物（事務所ごみ）
	建設廃棄物	安定型産業廃棄物 がれき類（建設廃材） 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 コンクリート破片 アスファルト・コンクリート破片 レンガ破片 ガラスくず及び陶磁器くず ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず 廃プラスチック類 廃発泡スチロール、廃ビニール、合成ゴムくず、廃塩ビパイプ、廃シート類 金属くず 鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプや保安堀くず、廃缶類 ゴムくず 天然ゴムくず
産業廃棄物	安定型処分場で処分できないもの	汚泥 含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物 掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態（コーン指数がおおむね 200kN/m ² (2kgf/cm ²) 以下又は一軸圧縮強度がおおむね 50kN/m ² (0.5kgf/cm ² 以下) 具体的には、場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水等 ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類 廃石膏ボード 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装 金属くず 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装、鉛管 木くず 解体木くず（木造家屋解体材、内装撤去材） 新築木くず（型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材） 紙くず 包装材、ダンボール、型紙くず、障子 繊維くず 廃ウェス、縄、ロープ類、畳、じゅうたん 廃油 アスファルト乳材等の使用残渣（タールピッチ類） 防水アスファルト、重油 燃え殻 現場内焼却残渣物（ウェス、ダンボール等）
	特別管理産業廃棄物	廃石綿等 飛散性アスベスト廃棄物（吹付石綿・石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆板を除去したもの、石綿が付着したシート・作業衣等） 廃PCB等 PCBを含有したトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器 廃酸（pH2.0以下） 硫酸等（排水中和剤） 廃アルカリ（pH12.5以上） 六価クロム含有臭化リチウム（冷凍機冷媒） 引火性廃油（70以下） 揮発油類・灯油類、軽油類

Si 単位換算 1kg/cm² = 9.8 × 10⁻²N/mm²

12 - 3 施工計画

受注者は「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム (COBRIS) により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出しなければならない。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材 (木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト (飛散型) 等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム (COBRIS) により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出し提出時にその内容を説明しなければならない。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材 (木材製品等) を搬出する建設工事では、再生資源利用促進計画書を書面または映像 (デジタルサイネージ) により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム (COBRIS) により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。

1 . 計画作成時の検討項目

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画は、全ての工事についても同様に作成・提出すること。その他に多量の廃棄物も発生することから、適正処理を行うため、廃棄物処理計画の作成について検討すること。(下記 廃棄物処理計画の内容参照)

再生資源利用促進計画 (建設副産物を搬出する際の計画) - 排出用 -

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1 . 建設発生土 2 . コンクリート塊、 3 . アスファルト・コンクリート塊、 4 . 建設発生木材 5 . 建設汚泥 6 . 建設混合廃棄物 7 . 金属くず 8 . 廃プラスチック 9 . 紙くず 10 . アスベスト (飛散型) 11 . その他監督員が指定するもの	1 . 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 . 指定副産物の種類ごとの再資源化施設 又は他の建設工事現場等への搬出量 3 . その他、指定副産物に係る再生資源の 利用の促進に関する事項

再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画） - 搬入用 -

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂 2. 砕石 3. 加熱アスファルト混合物	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

廃棄物処理計画の内容

- | |
|---|
| 1. 建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、中間処理、最終処分等の方法
2. 処理業者等への委託の内容 |
|---|

2. 再利用

1) 再生資源の利用基準

再生資源の種類ごとに主な利用用途が定められているので、工事ごとの再生資源利用計画に基づき、再生材を活用すること。他の用途についても、土質改良や適切な施工管理によって使用可能であれば積極的に利用すること。

建設発生土については、必要な情報の収集・提供により、その再利用に努めるものとする。

2) コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）

構造物の解体工事等から発生するコンクリート塊を再生処理し、

土木・建築工事のコンクリート用骨材

舗装用路盤材

土木・建築工事の埋め戻し材・裏込め材

として再生利用する際の品質の基準を定めている。

「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）について」（平成6年4月11日 建設省技調発第88号）

12 - 4 建設廃棄物の処理・保管

1) 収集・運搬

廃棄物が飛散、及び流出しないようにすること。

収集、運搬に伴う悪臭、騒音又は、振動によって、生活環境に支障が生じないようにすること。

廃棄物の収集、運搬のため、施設を設置する場合には、生活環境上、支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、廃棄物が飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのないものであること。

廃棄物の積替えを行う場合、周囲に囲いを設け、積替え場所であることの表示がされている場所で行うこと。

収集場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

2) 保管

保管を行う場合、周囲に囲いを設けること。

廃棄物が飛散、流出及び地下に浸透し、及び悪臭が発散しないように、必要な措置を講ずること。

保管場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

3) 処分

廃棄物の処分に当っては、飛散及び流出しないようにすること。

処分に伴う、悪臭、騒音又は、振動によって、生活環境に支障が生じないようにすること。

廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上、支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

廃棄物を焼却処分する場合には、焼却設備を用いて焼却すること。

埋立処分には、周囲に囲いが設けられ、かつ処分場所であることの表示されている場所で行うこと。

埋立地には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

埋立処分の場所からの浸出液によって、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずること。

産業廃棄物の埋立処分にあたっては、地下水、土質に影響のおそれがない廃棄物は、安定型処分場で、またそのおそれがある廃棄物は、管理型処分場で行うこと。なお、特に有害な廃棄物は遮断型処分場で行うこと。

安定型処分場で、埋立処分を行う場合、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれのないように必要な措置を講ずること。

4) 運搬、処分の委託（法第 12 条第 3 項）

排出事業者は、産業廃棄物を自ら処理しなければならない（法第 10 条）とされているがその処理を他人に委託する場合には、委託内容に応じて廃棄物処理法による許可を得た収集運搬業者と処分業者にそれぞれ委託するか、又は厚生省令で定めるものに委託しなければならない。政令による委託の基準

他人の産業廃棄物の運搬、処分、再生を業として行うことの出来る者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬処分、再生がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。（令第 6 条の 2 第 1 号）

委託契約は書面により行い、委託契約には、次の事項についての条項が含まれていること。

- ・ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ・ 運搬の最終目的地の所在地
- ・ 処分又は再生の場所の所在地、その処分、再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力。

運搬と処分又は再生を委託する者が異なる場合は、運搬受託者に処分又は再生の受託者名を、処分又は再生受託者に運搬の受託者名を記載した文書を交付すること。（令第 6 条の 2 第 4 号）

12 - 5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

1. 目的

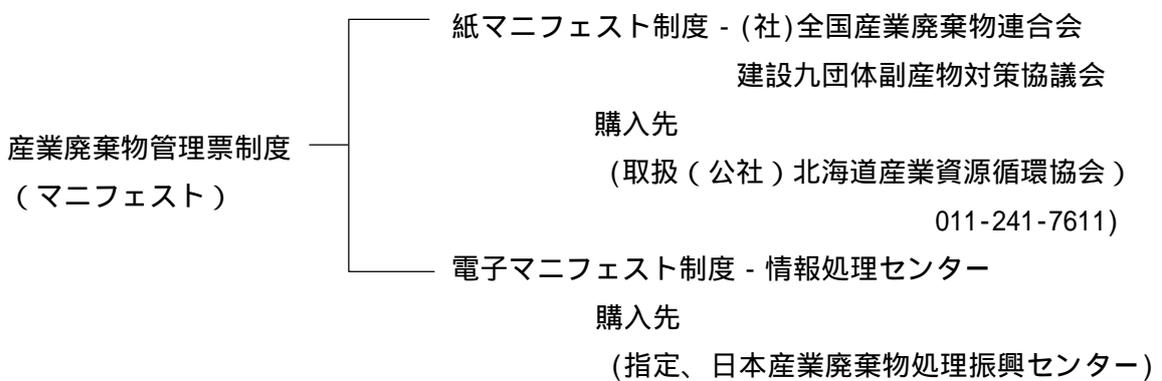
マニフェストシステムは、排出事業者が産業廃棄物の運搬、処分を他人に委託する際に、当初契約した通りに産業廃棄物が運搬され、処分されたかどうかを事業者が管理票によって確認するシステムである。

このシステムにより、排出事業者が、収集運搬業者・処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自から把握し、不法投棄の防止をし、適正な処理を確保することを目的としている。

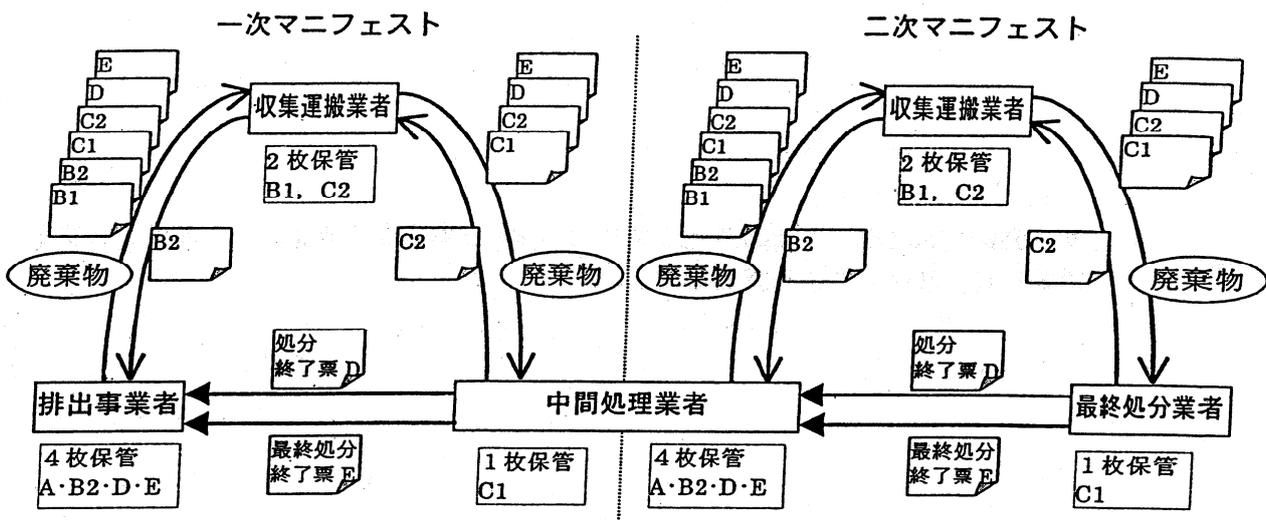
平成 10 年 12 月 1 日から、すべての産業廃棄物に義務付けられている。

2. 制度

この制度には、次の二つの処理方法がある。



3. マニフェストの流れ



4 . 電子マニフェスト

電子マニフェストは、情報処理センターと排出事業者・収集運搬業者・処分業者をパソコンでつないでマニフェスト情報を報告・管理するシステムである。

電子マニフェストでは、情報処理センターのホストコンピュータにマニフェスト情報を保存するため、事務所での伝票保存が不要になる。

12 - 6 実務上の留意事項

「総合的建設副産物対策」抜粋

本編は、現場における建設副産物対策に関する実務上の留意事項を、企画・設計段階から工事完成に至るまでの流れに沿って、発注者、元請業者、下請業者それぞれについてとりまとめたものです。建設リサイクル法、廃棄物の処理および清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱等をできるだけ網羅するようとりまとめていますが、詳細については、併せて記載している参考法令等を参照してください。

参考法令等凡例

- リ法 建設リサイクル法第 条
- 基本 建設リサイクル法に基づき国が定めたりサイクルに関する基本方針（告示）
- 判断 建設リサイクル法第 10 条、第 12 条に基づく利川や搬出の際の判断の基準（建設省）

建設副産物対策の実務留意事項

工事の段階	企画・設計	積算（見積り）	発注（契約）	施工計画	施工	現場での分別・保管	再利用	減量化	処理	完成後	その他	
留意事項	発注者	建設副産物の発生の抑制に資する工法・資材の採用等を検討する。再生資材の利用の促進に努める。発生する建設副産物の種類、質、数量を把握し、種類別の再生処分方法、処分先を検討する。「リサイクル計画書」を作成する。	指定処分を原則として処理費用（再資源化に要する費用を含む）運搬費用等を適正に積算する。「リサイクル計画書」を作成する。	設計図書等に採用する工法・資材、使用する再生資材の規格・使用箇所、発生する建設副産物の処理方法、処分先等を明示する。「リサイクル計画書」を作成する。	再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画等に基づき適正に建設副産物が処理される計画であるかを確認する。	工事現場における責任者を明確にする（監視員との兼務可）。副産物対策のための発注者、施工者等の協力体制を整備する。	適正に分別、保管されているか確認に努める。	施工者と協力して再生資源の利用及び利用の促進に努める。	適正に減量化されているか確認に努める。	適正に埋立、処分等されているか書面等により確認に努める。	副産物が適正に処理されたことを確認する。現場に廃棄物が残置されていないか確認する。明示した条件に変更が生じた場合には、適切に積算変更する。完了検査時に再生資源利用「促進」計画により、リサイクル実績を確認する。	
	元請業者		仕様書、設計図書を確認する。疑問点については現場説明会で質問する。	建設副産物の発生の抑制、減量化、再資源化に配慮した施工計画の一環として、再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を作成する。廃棄物処理計画の作成に努める。	工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にする（主任技術者との兼務可）。副産物対策のための発注者・元請業者・下請業者・処理業者の協力体制を整備する。再利用方法、処分方法等を下請業者や資材納入業者及び処理業者に周知徹底し、指導監督する。	処理方法に応じて分別を徹底した上で、各々混入しないように保管する。周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に保管する。	副産物の現場内利用・再生資源の積極的活用に努める。指定副産物については、特に再資源化施設に持ち込む等再利用が促進されるように努める。建設発生土については、必要な情報収集・提供に努め、再利用に努める。	再資源化施設に持ち込めない副産物は現場での脱水、乾燥、焼却等により減量化に努める。	安全の確保及び振動、騒音、塵埃等の防止等に努める。飛散、流出しないよう適切な構造の運搬車両等を使用する。過積載とならないよう徹底する。建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と書面により委託契約する。マニフェスト等で処理が契約内容に沿って適正に行われたか確認する。契約内容を適切に履行するよう関係者を指導監督する。	再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の実施状況を把握し、求めに応じて発注者に提出するとともに、記録を1年間保存する。廃棄物処理計画の実施状況を把握し、記録の保存に努める。副産物が適正に処理されたことを確認する。	社内管理体制を整備する。リサイクルに資する技術開発に努める。	
	下請業者				工事にかかる前に建設副産物の処理方法等を元請業者と協議し、十分理解しておく。元請業者と協力して副産物の適正処理に努める。	同上	同上	同上	元請業者と協力して建設副産物の適正処理に努める。			
参考法令等	リ法 4 基本 要綱 4,5,10,11,15	要綱 5	基本 要綱 5	リ法 4 基本 判断 要綱 4,6,10,15	判断 要綱 8	基本 廃法 12 要綱 12,16,17	リ法 4 基本 判断 要綱 4,10,11,15,18	要綱 15,16,18	廃法 12,21 要綱 4,12,13,14,19,20,21,22,23	判断 要綱 5,7	基本 要綱 9	